

分任支出負担行為担当官
岩手北部森林管理署長 庄司 卓矢

業務名		履行場所		業務区分	業務概要	入札方式
北ノ又地区地すべり調査業務		岩手県八幡平市松尾寄木北ノ又山国有林1561林班内		建設コンサルタント	地すべり調査業務(地すべり機構調査)	一般競争入札 総合評価落札方式
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
30,030,000円	24,317,176円	令和7年 4月 1日		岩手県盛岡市中央通3-15-17 国土防災技術株式会社 盛岡支店		
契約金額(税抜き)	業務着手の時期	業務完了の時期				
28,000,000円	令和7年 4月	令和8年 3月				

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「業務積算内訳書」(別添3)のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
 - ・ 総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別紙「入札公告」のとおり
 - ・ 落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

なお、本事業に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とする。

令和7年2月13日

分任支出負担行為担当官

岩手北部森林管理署長 庄司 卓矢

1 業務の概要

- (1) 業務名 北ノ又地区地すべり調査業務
- (2) 履行場所 岩手県八幡平市松尾寄木字北ノ又山国有林 1561 林班内
- (3) 業務内容 地すべり調査業務(地すべり機構調査)
- (4) 履行期限 令和7年 月 日から令和8年3月31日まで
- (5) 本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (6) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。
- (7) 本業務は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条の規定に基づく調達基準価格又は業務の品質確保の観点から岩手北部森林管理署長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する対象業務である。
- (8) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。
- (9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設コンサルタント業務」の「森林土木」に係るA等級、B等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。
なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所を有する者であり、対象営業区域を岩手県として登録していること。

(5) 平成 21 年 4 月 1 日以降元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること(設計共同体(「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成 11 年 3 月 25 日付け 11 経第 718 号大臣官房経理課長通知)及び「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについての廃止後の対応について」(平成 25 年 3 月 26 日付け 24 国管第 159 号林野庁長官通知)に基づく設計共同体をいう。以下同じ。)の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。))。

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務(測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。)の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」(平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知)第 6 に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。

同種の業務：治山関係事業における地すべり調査業務

(6) 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあっては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあっては次のアの基準を満たす者とする。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 32 条に規定する技術士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者、又は当該調査等の関する専門的な知識及び技術を有し、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

(ア) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(同法第 69 条の 2 に規定する大学(以下「短期大学」という。)を除く。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上である者

(イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上である者

(ウ) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業(上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。)後、森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者

(エ) 社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者(社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の登録(森林土木部門の登録に限る。))であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者

イ 平成 21 年 4 月 1 日以降に、上記(5)に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であって、かつ、業務成績評定を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

(7) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。)及び技術提案書(以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長

官通知。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(9) 当該業務の実施計画に係る技術提案書等が適正であること。

なお、その記載内容が適正でない(未記載を含む)場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(10) 各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあっては、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和4年度から令和5年度の過去2年度に完成・引渡し完了した調査等業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が60点未満でないこと。

イ 令和5年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が60点未満でないこと。

ウ 設計共同体にあっては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(11) 当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法で交付を受けていない者は入札参加を認めない。

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成20年3月31日付け19東経第178号東北森林管理局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、提出先及び方法

技術提案書等は、電子入札システムにより提出すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記イの場所へ2部持参すること。

ア 提出期間

令和7年2月14日(金)から令和7年2月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 提出先

〒028-7534 岩手県八幡平市荒屋新町41-8

岩手北部森林管理署 総務グループ

電話：0195-72-2221

メールアドレス：t_iwatehokubu@maff.go.jp

なお、詳細は入札説明書による。

(3) 技術提案書等は、入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の方法等

ア 技術等に対する得点は、各評価項目との評価点とし、最大 60 点を付与する。

ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が 60 点とならない場合は、採点結果得点 60 点満点に換算する。

よって、技術点の最大が 63 点であることから、得られた技術点に $60/63$ を乗じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分(30 点)を乗じて得た値とする。

入札価格に対する得点＝配分点(30 点)×(1－入札価格／予定価格)

ウ 総合評価は、入札参加者に係る上記アとイの合計点による評価値をもって行うものとする。

(2) 技術提案書の評価基準等

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 配置予定技術者の経験及び能力に関する事項

配置予定技術者の過去に担当した業務の成績、専任性、継続教育の状況等

イ 企業の実績に関する事項

低入札価格調査の実績、過去に契約した業務の成績、業務に関する表彰実績等

ウ 業務の実施方針等に関する事項

業務の理解度、実施手順の妥当性

エ 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度及び社会的要請に係る提案内容の的確性、実現性及び独創性

オ 技術提案の履行確実性に関する事項

業務内容に対応した費用の計上、配置予定技術者に対する適正な報酬の支払い、品質確保体制の確保、再委託先への適正な支払い

履行確実性を評価する場合の評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点合計＝(配置予定技術者の経験及び能力の評価点＋企業の実績の評価点＋業務の実施方針等の評価点)＋(技術提案の評価点×履行確実性評価に基づく履行確実性度)

＜履行確実性評価に基づく履行確実性度：1.00～0＞

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。上記(1)による評価値を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

(イ) 技術的要件のうち、必須の要求要件をすべて満たしていること。

イ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

エ 上記イの調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

オ 技術提案の方法

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部署

〒028-7534 岩手県八幡平市荒屋新町 41-8

岩手北部森林管理署 総務グループ

電話：0195-72-2221

メールアドレス：t_iwatehokubu@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

入札説明書等は、下記の交付期間及び交付方法により入手するか、電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ア 交付期間

令和7年2月13日（木）から令和7年3月26日（水）まで

イ 交付方法

原則としてインターネットを利用する方法により交付する。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/iwatehokubu/>)

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年3月26日（水）午後5時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和7年3月24日（月）午前9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和7年3月27日（木）午前10時00分までに岩手北部森林管理署会議室へ入札書を持参すること。

ウ 開札は、令和7年3月27日（木）午前10時00分に岩手北部森林管理署会議室において行う。ただし、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札方式による競争入札への参加に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除。

イ 契約保証金

請負代金の10分の1以上を納付する。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭

和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 積算内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに積算内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

積算内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

また、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

なお、提出された積算内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5(1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3(2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本案件は、技術提案書等及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(令和 5 年 6 月林野庁)による。

(9) 履行確実性を評価するために、技術提案書とは別に追加資料の提出を求めるとともに、履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

本公告に係る業務請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業業務請負契約約款

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水

産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。

(別添1)

競争参加資格確認結果書

業 務 名：北ノ又地区地すべり調査業務

発 注 機 関 名：岩手北部森林管理署

入 札 公 告 日：令和7年2月13日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認める理由
国土防災技術（株）	有	

- (備考)
- 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
 - 「資格がないと認める理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさないかを記載すること。

入札執行調書

件 名 北ノ又地区地すべり調査業務

日 時 令和07年3月27日 10時00分

場 所 岩手北部森林管理署 会議室

執行者 署長 農林水産技官 庄司 卓矢 ✓

確認者 総括事務管理官 農林水産技官 野場 和恵 ✓

立会者 森林技術指導官 農林水産技官 八木 修 ✓

番号	入札者の商号 又は名称	総計	技術評価点				第 1 回			第 2 回			備考
			技術者 評価	技術提案加算点		技術 提案	金額	評価値	順位	金額	評価値	順位	
				企業 評価	業務の 実施方 針								
1	国土防災技術（株）	53	20	18	6	9	28,000,000	55.027	1				落札
2													
3													
4													
5													
6													

(注1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

(注2) 執行者は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

(注3) 評価値は、小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位は切り捨てとする。

入札筆記書

調達案件番号003802017020240002

調達案件名称北ノ又地区地すべり調査業務(岩手北部森林管理署)

業者名称	業者区分	入札第1回			結果
		金額	技術評価点	評価値	
国土防災技術(株)		28,000,000	53	55.027	落札

結果落札者決定

入札執行月日令和07年3月27日

部署東北森林管理局岩手北部森林管理署

入札書比較価格(税抜き)30,030,000

予定価格(税込み)33,033,000

調査基準価格(税抜き)24,317,176

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名庄司 卓矢

立会・確認担当署名八木 修野場 和恵

(別添3)

令和7年度
業務積算内訳書

工事名 北ノ又地区地すべり調査業務

工事場所 岩手県八幡平市松尾寄木北ノ又山国有林1561林班内

東北森林管理局

岩手北部森林管理署

業務費内訳書

北ノ又地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般調査	式	1		12,878,507 12,878,507	
直接調査費(電子成果品作成費・業務成果品費除く)	式	1		12,571,265	
直接人件費等	式	1		10,219,215	細別行
一般調査 地表移動量調査・観測及び資料整理 地すべり関係 標識 1回当り 杭3~7本	測線	10	34,364	343,640	1号代価表 9頁
伸縮計半自動観測装置撤去・設置	基	1	91,275	91,275	2号代価表 10頁
伸縮計 観測(連続観測) 全地中伸縮計観測基数 2基 補正係数:0.5	回	8	4,595	36,760	3号代価表 11頁
伸縮計 資料整理	ヵ月	8	33,866	270,928	4号代価表 12頁
パイプ式歪計(60ch以下)地下水位計半自動観測装置撤去・設置 歪計(30ch)×2+地下水位測定 計器のみ撤去・設置	基	8	201,600	1,612,800	5号代価表 13頁
パイプ式歪計・地下水位計 観測(連続観測)	回	64	27,300	1,747,200	6号代価表 14頁
パイプ式歪計 資料整理(連続観測)	ヵ月	64	33,866	2,167,424	7号代価表 15頁
地中伸縮計半自動観測装置撤去・設置	基	3	32,850	98,550	8号代価表 16頁
地中伸縮計 観測(連続観測) 全地中伸縮計観測基数 3基 補正係数:0.5	回	24	4,640	111,360	9号代価表 17頁
地中伸縮計 資料整理	ヵ月	24	33,866	812,784	10号代価表 18頁
地下水位半自動観測装置撤去・設置 地下水位計 計器のみ撤去・設置	基	1	100,800	100,800	11号代価表 19頁

業務費内訳書

北ノ又地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地下水位半自動観測装置設置・撤去 地下水位計 計器のみ設置・撤去	基	1	100,800	100,800	12号代価表 20頁
地下水位計 観測(連続観測)	回	14	27,300	382,200	13号代価表 21頁
地下水位計 資料整理(連続観測、1ヵ月/回) 補正係数:1	回	78	29,098	2,269,644	14号代価表 22頁
観測用ノッチタンク撤去	箇所	1	73,050	73,050	15号代価表 23頁
機械経費	式	1		2,352,050	細別行
データ収録装置損料(伸縮計)	日	214	259	55,426	16号代価表 24頁
データ収録装置損料(パイプ式歪計60ch以下)	日	1,712	900	1,540,800	17号代価表 25頁
データ収録装置損料(地中伸縮計)	日	642	259	166,278	18号代価表 26頁
データ収録装置損料(地下水位計)	日	398	386	153,628	19号代価表 27頁
データ収録装置損料(水圧式水位センサー)	日	1,712	215	368,080	20号代価表 28頁
観測用ノッチタンク損料	日	214	317	67,838	21号代価表 29頁
間接調査費	式	1		219,244 + 87,998 307,242	
旅費交通費	式	1		219,244	1号内訳書 7頁
施工管理費	式	1		12,571,265 * 0.7 / 100 87,998	

業務費内訳書

北ノ又地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数	量	単	価	金 額	摘 要
純調査費(業務管理費除く)	式	1				12,571,265 + 307,242 12,878,507	
間接費	式	1				8,422,000 8,422,000	
諸経費	式	1			((12,878,507 * 65.4 / 100) - 0) * 1	8,422,000	
諸経費対象外	式	1				1,561,642	2号内訳書 8頁
一般調査業務費	式	1				22,860,000 * 1 22,860,000	
直接原価(電子成果品作成費・業務成果品費除く)	式	1				2,236,533	
直接人件費等	式	1				2,209,701	種別行
地すべり調査 計画準備 総面積0.6km2以内 調査3種目	業務	1		285,960		285,960	22号代価表 30頁
地すべり調査 解析・地盤特性検討 総面積0.6km2以下 検討1箇所	業務	1		245,200		245,200	23号代価表 31頁
地すべり調査 解析・機構解析 総面積0.6km2以下 解析17ブロック	業務	1		296,600		296,600	24号代価表 32頁
近似三次元安定解析 1斜面3断面、斜面長300～500m未満	斜面	1		918,501		918,501	25号代価表 33頁
地すべり調査 報告書作成 調査結果資料3種目	業務	1		279,240		279,240	26号代価表 34頁
打合せ等 地質調査(解析等調査業務) 打合せ(業務着手+中間打合せ+成果物納入) 中間打合せ1回	業務	1		184,200		184,200	27号代価表 35頁
直接経費	式	1				26,832	種別行

業務費内訳書

北ノ又地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ旅費交通費：公共交通機関	式	1		26,832	28号代価表 36頁
電子成果品作成費	式	1		94,000 94,000	
直接原価(その他原価除く)	式	1		2,236,533 + 94,000 2,330,533	
その他原価	式	1	$(2,157,710 * 53.85 / 100) * 1$	1,161,000	
一般管理費等	式	1	$(((((2,330,533 + 1,161,000) * 53.85 / 100) - 0))) * 1$	1,880,000	
解析等調査業務価格	式	1		5,370,000 * 1 5,370,000	
直接測量費(安全費・電子成果品費・成果検定費除く)	式	1		935,917	
直接人件費等	式	1		928,869	種別行
4級基準点測量 伐採無 森林 平地	点	2	16,681	33,362	29号代価表 37頁
4級基準点測量 伐採無 森林 平地	点	2	8,285	16,570	30号代価表 38頁
地すべり防止測量 測線測量 外業 測線長2km未満 山地 20°~30° 未満	km	0 320	336,510	107,683	31号代価表 39頁
UAV撮影計画 法規制等調査、離発着地点、対地高度、飛行ルート of 検討	式	1		43,760	32号代価表 40頁
対空標識設置(4級基準点測量相当) 作業計画 伐採無 森林 低山地	点	6	4,128	24,768	33号代価表 41頁
対空標識設置(4級基準点測量相当) 踏査選点 伐採無 森林 低山地	点	6	12,138	72,828	34号代価表 42頁

業務費内訳書

北ノ又地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
対空標識設置(4級基準点測量相当) 観測 伐採無 森林 低山地	点	6	18,197	109,182	35号代価表 43頁
対空標識設置(4級基準点測量相当) 計算整理 伐採無 森林 低山地	点	6	9,039	54,234	36号代価表 44頁
UAV空中写真連続撮影 撮影対象面積: 0.165km ² 、森林、低山地	式	1		116,673	37号代価表 45頁
画像処理(DSM作成) 撮影対象面積: 0.165km ² 、森林、低山地	式	1		121,388	38号代価表 46頁
UAV写真点群測量 差分解析	業務	1	228,421	228,421	39号代価表 47頁
直接経費	式	1		7,048	種別行
現地調査旅費交通費	式	1		7,048	40号代価表 48頁
電子成果品作成費	式	1		43,000 43,000	
直接測量費	式	1		935,917 + 43,000 978,917	
間接測量費	式	1		830,000 830,000	
諸経費	式	1		$((978,917 * 84.8 / 100) - 0) * 1$ 830,000	
測量業務価格	式	1		1,800,000 * 1 1,800,000	
業務価格	式	1	22,860,000 + 5,370,000 + 1,800,000	30,030,000	
消費税相当額	式	1		30,030,000 * 10 / 100 3,003,000	

業務費内訳書

北ノ又地区地すべり調査業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量		単 価		金 額	摘 要
業務委託料	式	1				30,030,000 + 3,003,000 33,033,000	